

障害福祉サービス費等の 請求について

平成31年3月

愛知県国民健康保険団体連合会

介護福祉室

目次

1. 通知書類について	…P.3
〔1〕 通知書類の種類	…P.3
〔2〕 通知書類の取得方法	…P.4
2. 照会の多いエラーについて	…P.9
3. 送信済データの取下げについて	…P.13
〔1〕 請求期間内の取下げ	…P.14
〔2〕 過誤申立（取下げ依頼）について	…P.19
4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について	…P.21

1. 通知書類について

○通知書類は電子請求受付システムに掲載されますので、画面から取得してご覧ください。
(郵送ではありません)

〔1〕通知書類の種類

【請求翌月の第1営業日】

- ・ 障害福祉サービス費等支払決定増減表 ※請求書記載の金額と明細書の合計金額に差がある場合のみ
(返戻があるときなど)
- ・ 返戻等^{へんれい}一覧表 ※返戻がある場合のみ

【請求翌月の10日頃（10日が土日祝の場合 → 前営業日）】

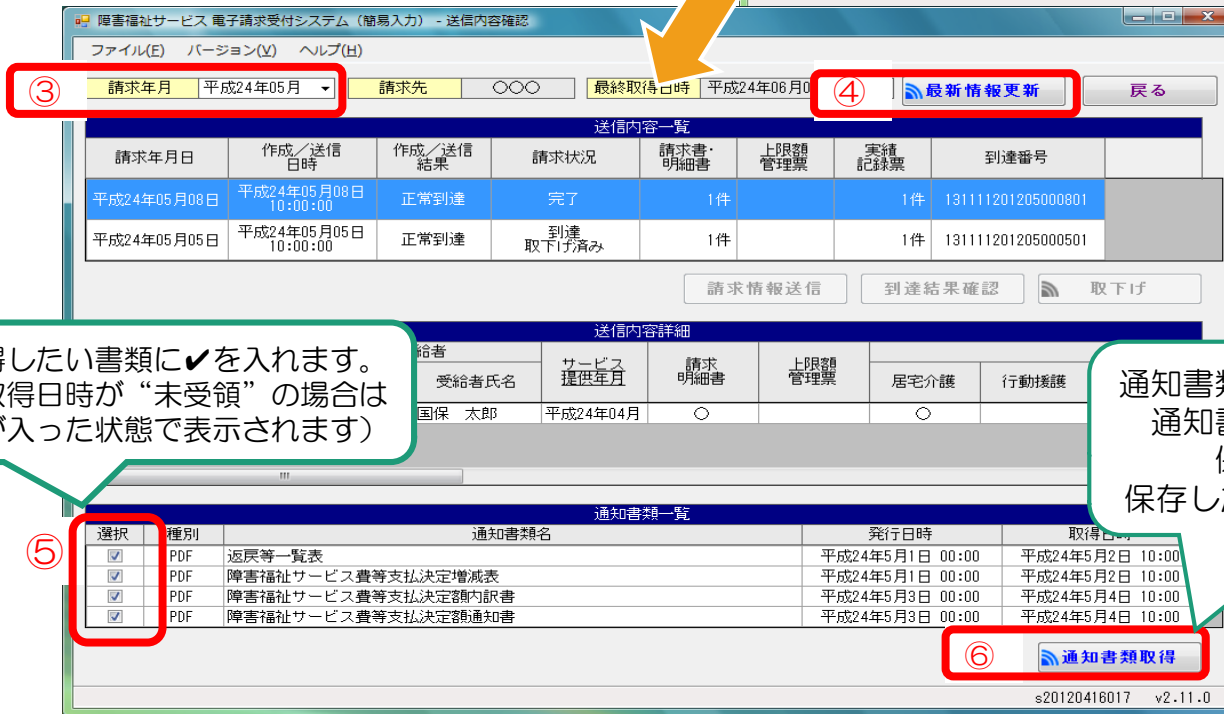
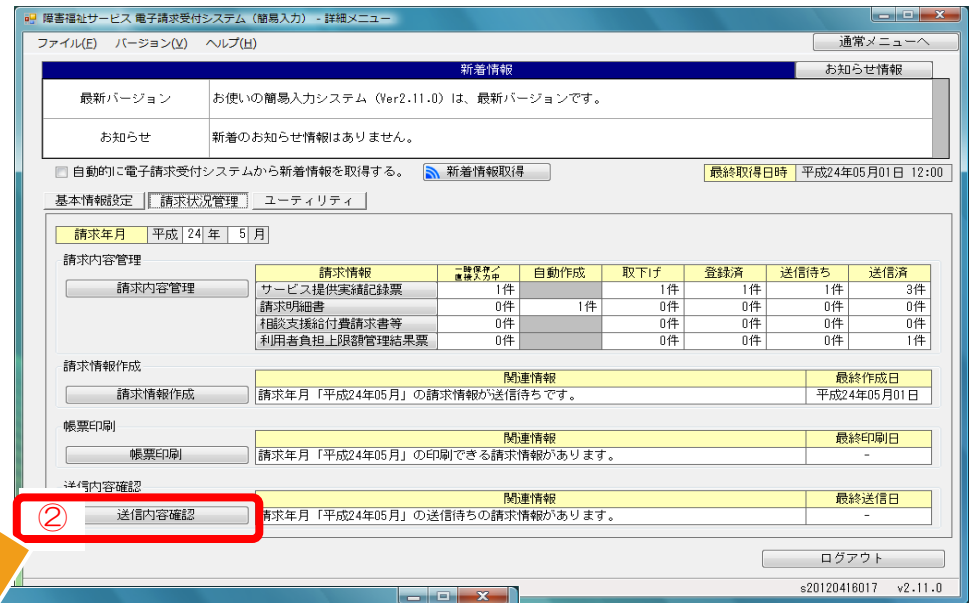
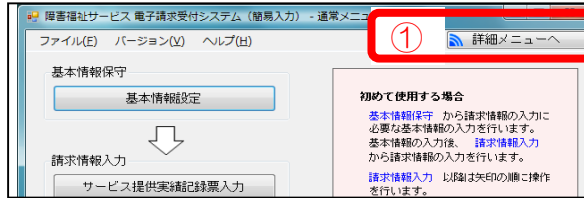
- ・ 障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- ・ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- ・ 処遇改善（特別）加算総額のお知らせ ※処遇改善加算を算定された場合のみ
- ・ 障害福祉サービス費等過誤決定通知書 ※過誤申立をされた場合のみ

※ご注意ください！※

通知書類は取得から3ヶ月を経過しますとシステムから削除されます。
パソコン内に保存するほかに、印刷して保管していただくことをおすすめします。

〔2〕 通知書類の取得方法

◇簡易入力システムから取得する場合



取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
通知書類はデスクトップ等に
保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.8

◇取込送信システムから取得する場合

電子請求受付システム (取込送信) - 新着情報

ファイル(E) バージョン(V)

メニュー 説明

最終取得日時 平成22年11月30日 15:30

新着情報

請求情報

請求情報取込/送信

請求情報送信履歴

基本情報

事業所情報保守

新着情報

最新バージョン お使いの

お知らせ お知

請求年月 平成24年05月

請求先 東京

最新情報更新

閉じる

最終取得日時 平成24年06月03日 10:00

請求情報送信履歴

請求年月日	送信日時	請求状況	請求書・明細書	上限額管理票	実績記録票	到達番号
平成24年05月08日	平成24年05月08日 10:00:00	通知受信待ち	2件			13998201205000801
平成24年05月05日	平成24年05月05日 10:00:00	連合会到達取下げ済み	2件			13998201205000501
平成24年05月03日	平成24年05月03日 11:00:00	形式エラー	1件			
平成24年05月03日	平成24年05月03日 10:00:00	形式エラー	1件			
平成24年05月01日	平成24年05月01日 11:00:00	送信エラー	1件			

到達結果確認

取下げ

通知書類一覧

選択	種別	通知書類名	発行日時	取得日時
<input type="checkbox"/>	PDF	返戻等一覧表	平成24年06月01日 00:00	平成24年06月01日 10:05
<input type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定増減表	平成24年06月01日 00:00	平成24年06月01日 10:05
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額通知書	平成24年06月03日 00:00	未受領
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	平成24年06月03日 00:00	未受領

通知書類取得

取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
通知書類はデスクトップ等に
保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.8

◇電子請求受付システム（WEBサイト）から取得する


電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス

電子請求受付システム総合窓口

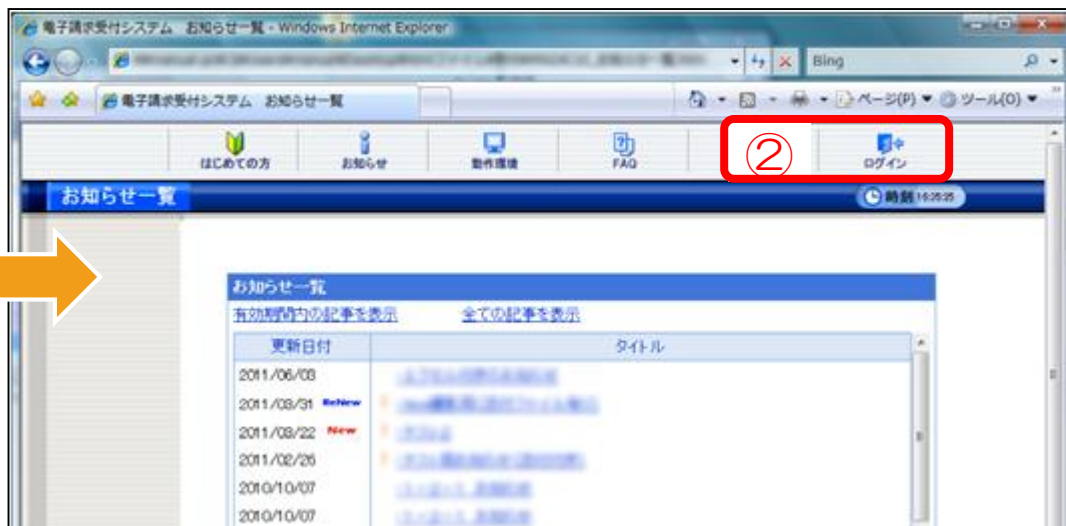
介護保険の請求はこちら

① 障害者総合支援の請求はこちら

代理人情報／代理人証明書の申請はこちら



An illustration showing a caregiver in a blue uniform assisting a person in a wheelchair. The scene is set outdoors with a sun and trees.



A screenshot of the website in a Windows Internet Explorer browser. The address bar shows the URL. The navigation menu includes links for 'はじめの方', 'お知らせ', '案件募集', 'FAQ', and 'ログイン'. The 'ログイン' link is circled in red and labeled with a circled '2'. Below the menu is a section titled 'お知らせ一覧' (Notice List) with a table of updates.

更新日付	タイトル
2011/06/03	...
2011/08/31	...
2011/08/22	...
2011/08/26	...
2010/10/07	...
2010/10/07	...

代理請求（ユーザIDがHD～始まる）の場合も「障害者総合支援の請求はこちら」からログインします。

電子請求受付システム 照会一覧

最終ログイン日時 2008年08月06日 19時31分06秒

検索条件を入力し、【検索】ボタンを押してください。

処理対象年月 年 月 ~ 年 月

4件が該当しています。
請求データの詳細を表示するには、【詳細】ボタンを押してください。

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
131111111	請求事業所A	2008/01	○	-	到達済	<input type="button" value="詳細"/>
131111111						

処理対象年月（請求年月）
で絞り込むこともできます



電子請求受付システム 請求情報詳細

最終ログイン日時 2008年08月01日 13時27分33秒

事業所番号	131111111	処理対象年月	2008/12
事業所	請求事業所A		
到達番号	13699820081201002	到達日時	2008/12/01 10:00
取扱状況	通知受信待ち		

取得したい書類に✓を入れます。
（取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます）

全選択 全解除

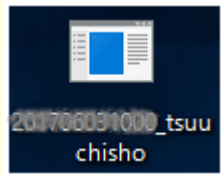
選択	種別	通知書類名	発行日時	取得日時
<input type="checkbox"/>	PDF	返戻等一覧表	2008/01/05 15:00	2008/01/05 15:00
<input type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定増減表	2008/01/05 15:00	2008/01/05 15:00
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定部通知書	2008/01/08 15:00	未受領
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定部内訳書	2008/01/08 15:00	未受領

全選択 全解除

取得ボタンをクリックします。
通知書類はデスクトップ等に保存してください
保存したファイルの開き方⇒P.8

◇デスクトップに保存したファイルを開く

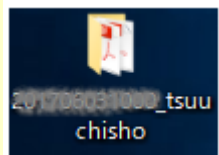
①



請求システムから取得したアイコン (①) をダブルクリックするとフォルダ (②) がデスクトップ上に作成されます

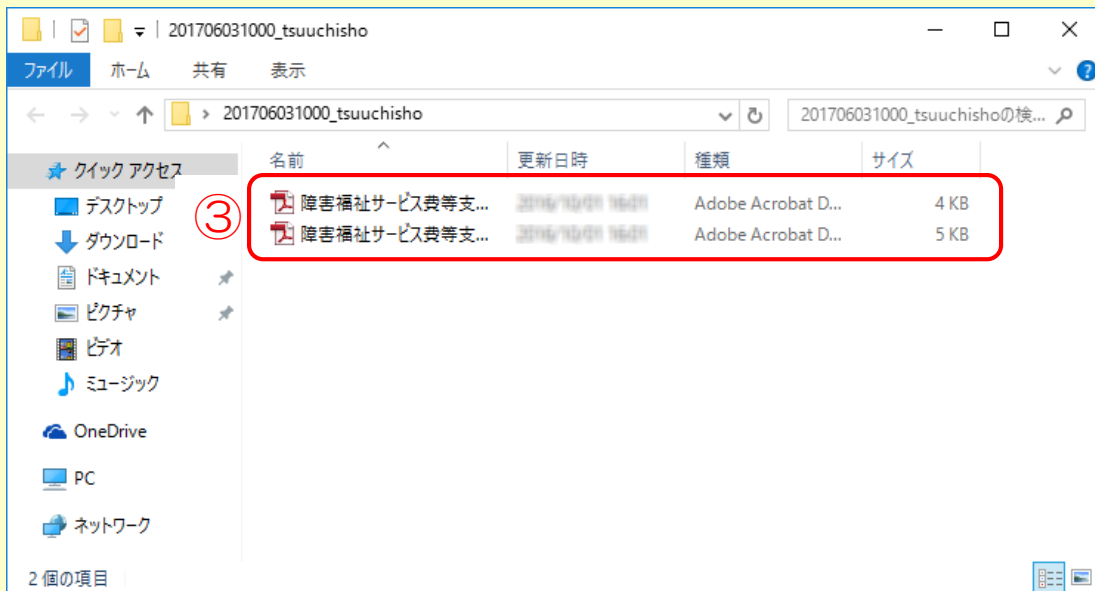


②



フォルダ (②) をダブルクリックします

電子請求受付システム (WEBサイト) から取得した場合は②から進んでください



2. 照会の多いエラーについて

◆よくあるエラー

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
①	EG01・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	該当する受給者証番号が受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証番号に誤りがないか 市町村番号に誤りがないか 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
②	EG03・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> サービスコードに誤りはないか 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
③	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の支給決定期間が切れていないか 他のサービスに切替っていないか 契約情報に終了したサービスを載せていないか（→P.11参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 誤りがない⇒市町村に確認し再請求
④	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	<p>①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない</p> <p>②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになった</p>		<p>①実績記録票と明細書を併せて再請求</p> <p>②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求</p>

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤	EC05	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在していません	契約情報に同じサービスが2行以上記載されている	契約内容報告書（確認リスト）に同じサービスが複数記載されていないか（→P.11参照）	最新の契約情報だけ記載し、再請求。 （月途中で契約支給量に変更になった場合でも、契約情報には最新のものだけを記載します）
⑥	EC09	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出していないか（→P.12参照）	情報作成区分を「新規」で再請求

※返戻等一覧表に関する問い合わせ先※

- ・エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ
- ・上記以外エラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

「◆よくあるエラー」から③、⑤、⑥について解説します

③EG13 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※終了したサービスを契約情報に載せてしまうとエラーになります。

サービス月時点で有効なサービスのみ記載してください。

【契約内容報告書】

《H30.3月提供分》

契約内容の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
2	身体介護	5 時間	平成28年 2月21日	
1	家事援助	17.5 時間	平成28年 2月21日	

“身体介護の請求なし”でも
返戻になってしまいます

【請求明細書】

サービス内容	サービスコード	単位数	回数
居介特定事業所加算Ⅱ	116011	7.6	1
家事日中1.0	116115	18.9	4
居介処遇改善加算Ⅲ	116665	10.2	1

◎受給者台帳上の支給決定：身体介護決定（H29.3.1～**H30.2.28**；終了）
家事援助決定（H30.3.1～H31.2.28）

⑤EC05 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

【契約内容報告書】

契約内容の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
25	重度訪問介護 その他	10 時間	平成30年 3月20日	
8	重度訪問介護 その他	20 時間	平成30年 3月 1日	平成30年 3月19日

※同じサービスが2行記載されていると「重複エラー」になります。

月途中で契約支給量に変更になった場合は変更後の契約情報のみを記載してください。

⑥EC09 修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

例) コクホタロウ (ハナコ) H30年10月利用分 上限額管理結果票
 H30年11月受付分にて返戻 → H30年12月再請求 ⇒ EC09で返戻

返戻等一覧表		愛知県国民健					
平成30年11月受付分							
事業所番号	2359999999	障害児給付費					
事業所名	あいうえお						
エラーコード	証記載都道府県等番号	証記載都道府県等名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サー
PP08	239999	国保市	9999999999	コクホタロウ	平成30年10月	利	
上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります							

最初の請求が返戻になっている



【H30.12月に再請求した上限額管理結果票】

利用者負担上限額管理結果票 (確認リスト)		平成 3 0 年 1 0 月分	
都道府県等番号	239999	指定事業所番号	2359999999
受給者証番号	9999999999	管理事業者	あいうえお
支給決定障害者等氏名	コクホタロウ	事業者及びその事業所の名称	
支給決定に係る障害児氏名	コホハナコ		
利用者負担上限月額	4,600	情報作成区分	修正
利用者負担上限額管理結果	1		
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。			

情報作成区分が修正のためEC09エラーに。
 ※返戻分の上限額管理結果票を再請求する場合は情報作成区分を新規のまま提出してください。

3. 送信済データの取下げについて

○請求データ送信後、誤り等に気づき、修正したデータを送信したい場合、送信済データの取下げを行う必要があります。

○送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。対応方法については下記のとおりです。

当月請求分	請求期間内 (1～10日)	<ul style="list-style-type: none">送信済データを取下げた後から修正データを送信してください。事業所のパソコンから取下げ可能です。取下げ方法には2種類あります。 ⇒P.14「〔1〕請求期間内の取下げ」へ
	請求期間外 (11日～月末)	国保連合会または市町村にご相談ください。
前月までの請求分 (返戻になっていないもの)	市町村に過誤申立を行ってください。 ⇒P.19「〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について」へ	

〔1〕請求期間内の取下げ

電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

- ①同じ「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」のデータを2回送信した場合
→1回目に受付（送信）したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
→2回目に受付（送信）したデータは重複請求で返戻（エラーコード：ECO1）となります。

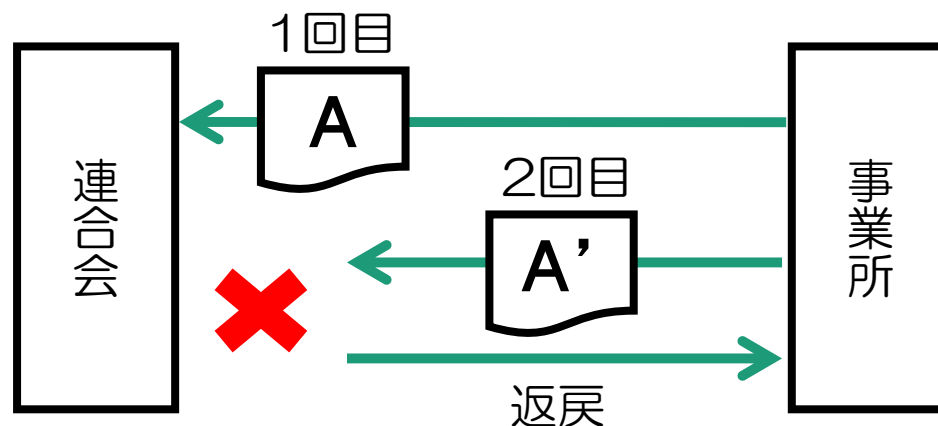
※2回目のデータが正当(1回目のデータが誤り)である場合、1回目の送信データを取下げしてください。

- ②市町村番号・サービス提供月が同じで受給者番号が異なるデータを2回送信した場合
→別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

※但し、同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が2回送信されるため、2回目送信の請求書のみが重複請求で返戻となります。こちらに関しては、再請求する必要はありません。（明細書データに基づき審査支払いを行うため。）

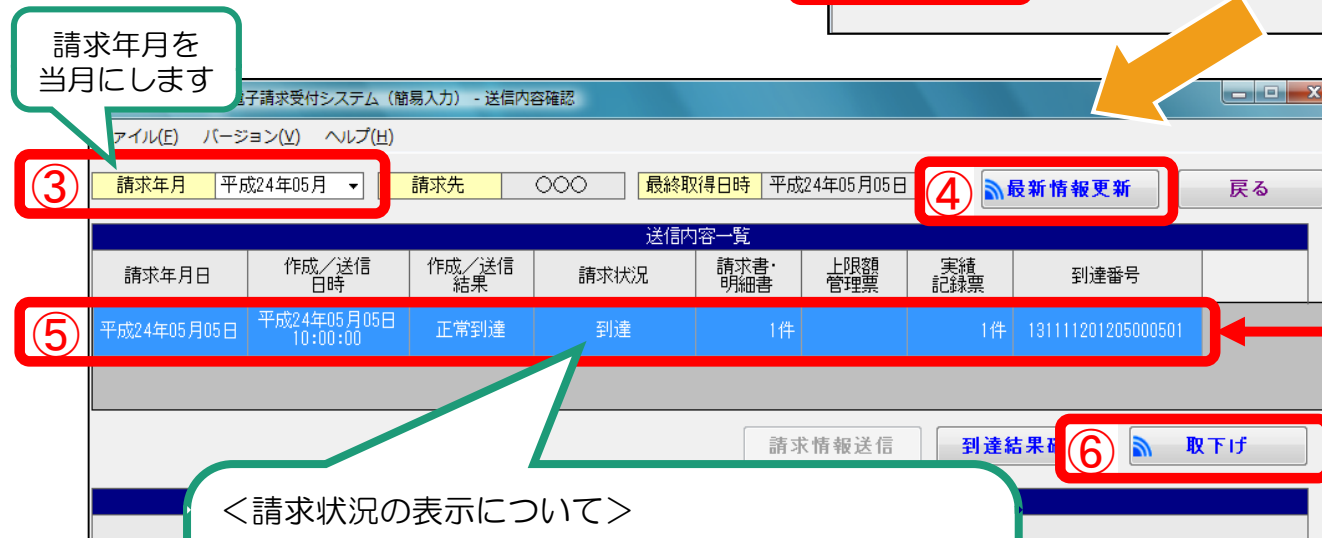
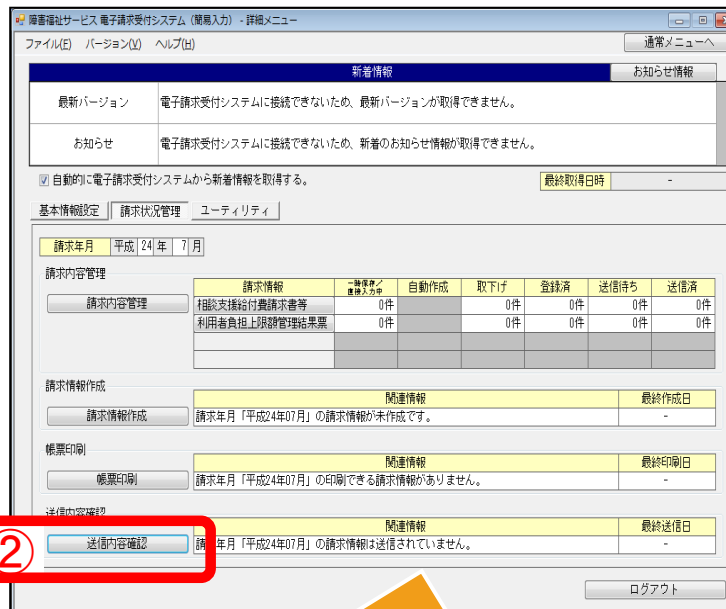
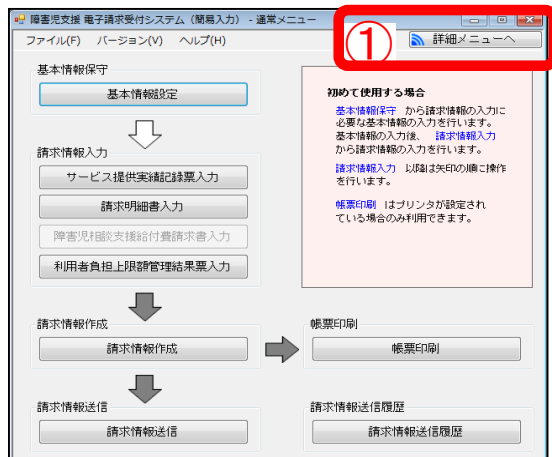
- ③市町村番号・受給者番号が同じでサービス提供月が異なるデータを2回送信した場合
→別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

①の場合のフロー図



① 請求システムから取下げを行う場合

①-1 簡易入力システムでの取下げ方法



< 請求状況の表示について >

- 取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
 - (「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後) 最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」
- ※ 「取下げ依頼中」の状態でもデータ送信可能

①-2 取込送信システムでの取下げ方法



請求年月を
当月にします

② 請求年月 平成24年05月

請求先 東京都

③ 最新情報更新

閉じる

最終取得日時 平成24年05月05日 10:15

請求年月日	送信日時	請求状況	請求書・ 明細書	上限額 管理票	実績 記録票	到達番号
平成24年05月05日	平成24年05月05日 12:00:00	連合会到達	2件			133938201205000503

取下げたい
データを選択

④

到達結果確認

⑤ 取下げ

<請求状況の表示について>

- 取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
- (「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後)
最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」

※ 「取下げ依頼中」の状態でもデータ送信可能

②電子請求受付システム（WEBサイト）から取下げを行う場合

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス

電子請求受付システム総合窓口

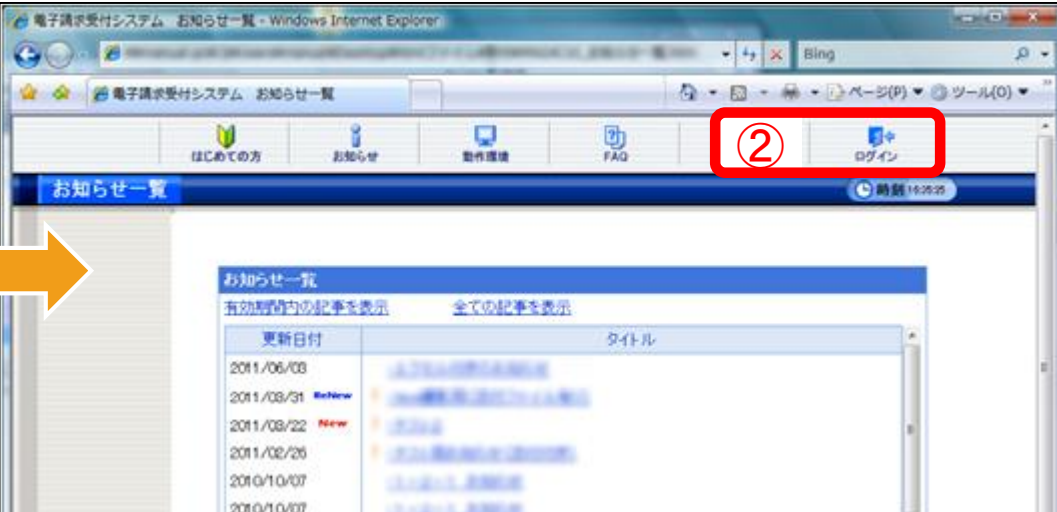
介護保険の請求はこちら

① 障害者総合支援の請求はこちら

代理人情報/代理人証明書の申請はこちら

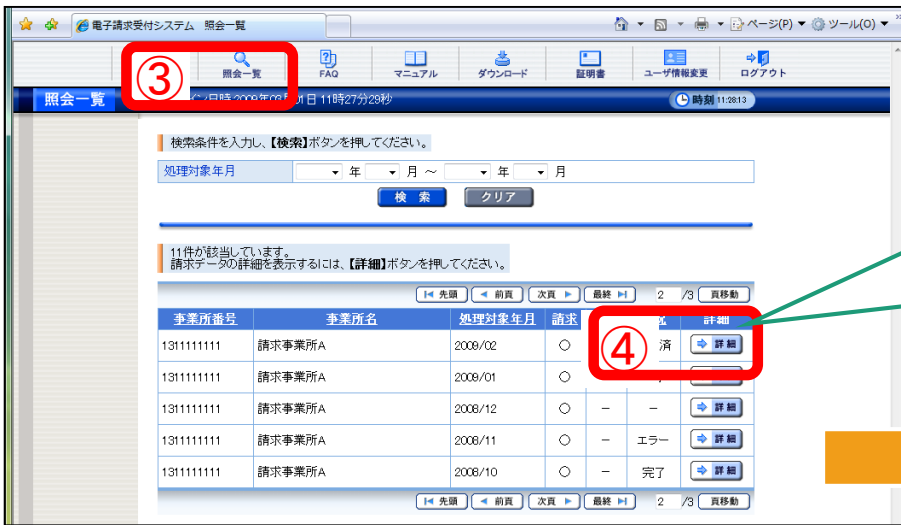


The illustration shows a caregiver in a blue uniform assisting a person in a wheelchair. They are outdoors on a path with trees and a sun in the background.

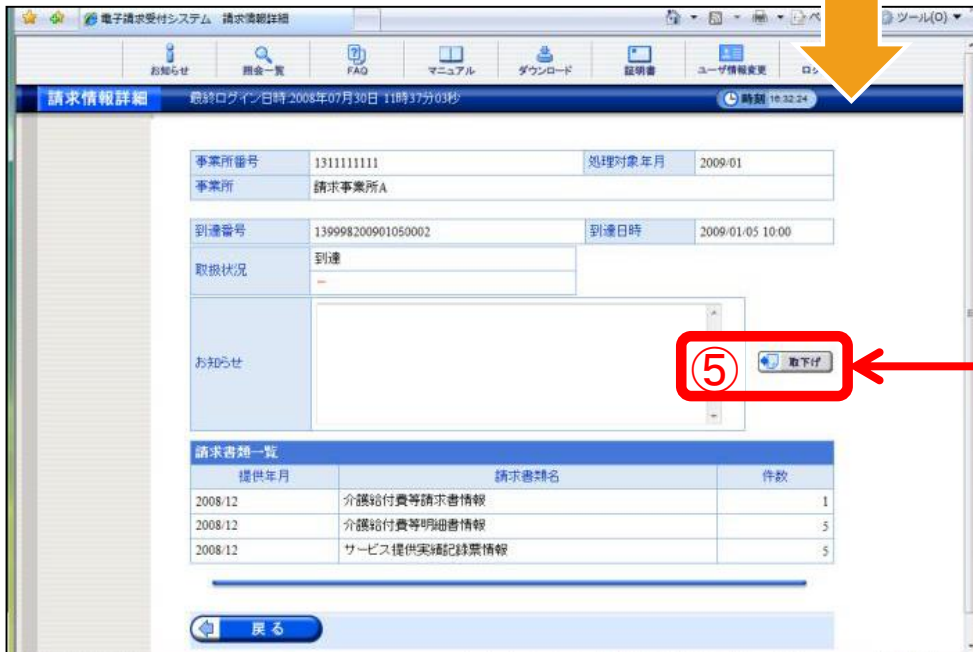


The screenshot shows the website interface in Internet Explorer. The browser title is "電子請求受付システム お知らせ一覧". The address bar shows "http://www.e-seikyuu.jp/". The page has a navigation menu with items: "はじめの方", "お知らせ", "動作環境", "FAQ", and "ログイン". The "ログイン" button is circled in red with the number "2". Below the menu is a section titled "お知らせ一覧" with a table of notices.

更新日付	タイトル
2011/06/08	...
2011/08/31	...
2011/08/22	...
2011/08/26	...
2010/10/07	...
2010/10/07	...



処理対象年月＝請求年月。
 例えば当月がH30年1月であれば
 処理対象年月＝2018/01の
 詳細ボタンを押下します。



取下げボタンの
 ないデータは
 取下げできません

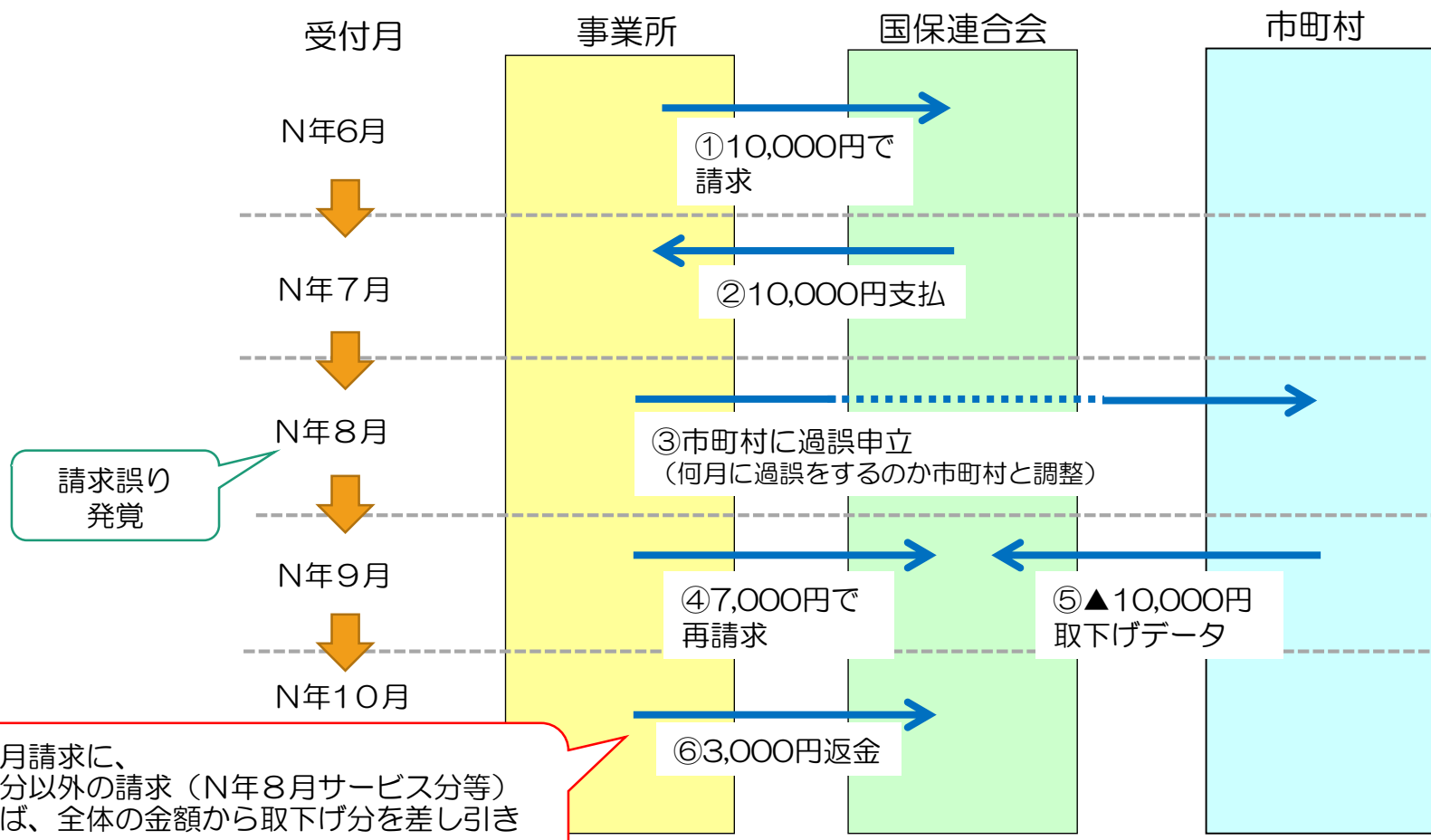
取下げたいデータの
 取下げボタンを押下

〔2〕 過誤申立（取下げ依頼）について

○支払済の請求データ、あるいは支払予定の請求データを取下げの場合は「過誤」という処理になります。

※下記例のように現在、請求・審査・支払処理は、明細書データ単位で処理がされます。
市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、必ず修正データを再請求する必要があります。

例) A事業所のN年5月サービス分にかかる過誤の流れ



◆過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を取ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分と過誤申立分を送信してください。

※過誤申立を行ったデータの再請求がない場合

当月請求分のみの金額から過去、支払済の金額を取下げし相殺するため、**事業所への支払額が大幅に少なくなる可能性があります。**

※事業所への支払金額より過誤金額が上回った場合

請求月翌月、事業所より国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は 過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。

▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票									
提供年月	平成	29	年	10	月分	管理事業所名	そうだん		
受給者証番号			?			障害児氏名		都道府県等名	
情報作成区分		修正							
利用者負担上限月額		円	利用者負担上限額管理結果		▼				
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
実績情報					合計				
No.	事業所番号	事業所名			総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額		
1									

情報照会

登録

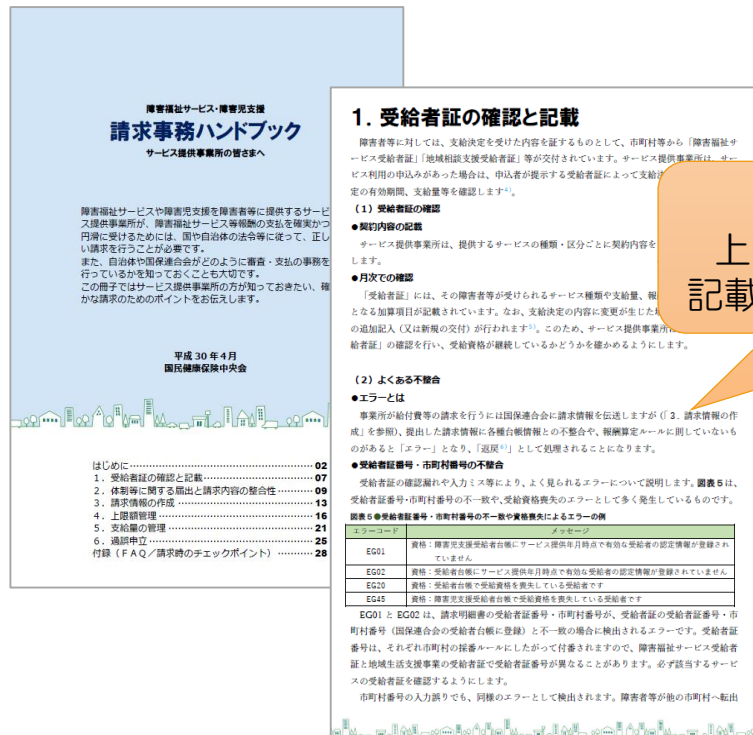
クリア

削除

戻る

4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について

○サービス提供事業所等向けパンフレット（小冊子）「請求事務ハンドブック」が電子請求受付システム（WEBサイト）の「お知らせ一覧」に掲載されています。



請求情報の作成や
上限額管理、よくある質問などが
記載された約30ページの小冊子です

掲載場所

電子請求受付システム総合窓口 ➡ 障害者総合支援の請求はこちら ➡ お知らせ一覧
➡ 2018/04/25 請求時にご活用いただける「請求事務ハンドブック」の掲載について